

大隅地域すべての市町及び県からのお知らせです

従業員の個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の方へ

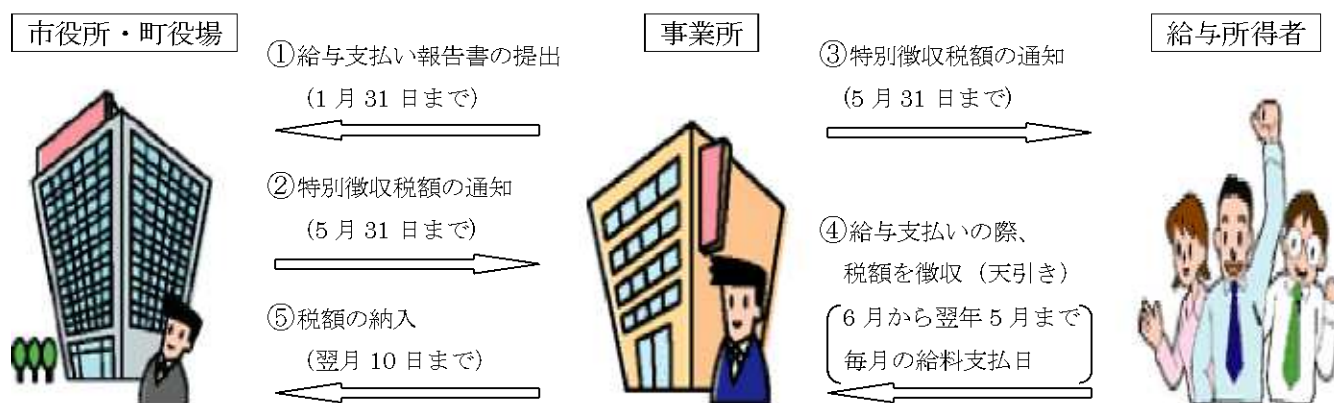
## 特別徴収実施のご案内

- 個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、住民税の納税義務者である給与所得者に代わって、毎月従業員に支払う給与から住民税(市町村民税+県民税)を徴収(天引き)し、納入していただく制度です。
- 地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則としてすべて特別徴収義務者として住民税を特別徴収していただくことになっています。

### 特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給料から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。

### 特別徴収の方法による納税のしくみ



### 納期の特例について

従業員が常時10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

※ 住民税をはじめとする県税や市町村税は、皆さまの身近なところに使われています

# 個人住民税特別徴収 Q&A



Q 今まで特別徴収をしていなかったのに、  
なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか？  
従業員数も少なく、特別徴収事務をする余裕もないのですが。



A 地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業所(給与支払者)は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。  
(地方税法第321条の4及び各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、住民税を特別徴収していただくことになっています。)



Q 今から特別徴収に切り替えるとなれば、手間もかかります。  
これをすることで何かメリットはあるのですか？



A 住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。税額の計算は給与支払報告書に基づいて市町村で行い、従業員ごとの住民税額を各市町村から通知しますので、その税額を毎月の給料から徴収(天引き)し、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくことになります。  
また、特別徴収をすると、従業員一人ひとりがわざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員(納税義務者)の1回あたりの負担が少なくてすみます。  
なお、従業員が常時10人未満の事業所には、申請により年12回の納期を年2回とする制度もあります(納期の特例の承認)。



Q 新たに特別徴収により納税するためには、  
どんな手続きをすればいいのですか？



A 毎年1月31日までに提出することになっている給与支払報告書(総括表)の空欄に朱書きで『特別徴収希望』と記載の上、各市町村にご提出ください。5月中に各市町村から特別徴収税額の通知があります。

個人住民税の特別徴収や税に関するお問い合わせは

## ～各市町村住民税担当課へ～

鹿屋市(税務課 0994-43-2111)

曾於市(税務課 0986-76-1111)

大崎町(税務課 099-476-1111)

錦江町(住民税務課 0994-22-0511)

肝付町(税務課 0994-65-8414)

垂水市(税務課 0994-32-1111)

志布志市(税務課 099-474-1111)

東串良町(税務課 0994-63-3131)

南大隅町(税務課 0994-24-3111)

県大隅地域振興局(県税課 0994-52-2097)